

# 共済預金の預金限度額に関するお願い

共済預金については、組合員貯金規則第5条の2の規定により預金の限度額を組合員一人につき全員口座・自由口座を合わせて3,000万円と定めております。預金限度額を超える場合は、預金の払い出しをお願いいたします。

また、共済預金の平成30年度分の利息が、平成31年4月1日に元金に繰り入れとなりますが、その際に預金限度額3,000万円を超える場合がありますので、預金残高の確認をお願いいたします。

この事業は、全組合員の大切な資産をお預かりして行っており、この事業が円滑に運用できますよう組合員一人一人のご理解とご協力をお願い申し上げます。



(参考) 平成30年度 預金利率1.8%

※利息については、日割り計算したものを年1回、4月1日付けで元金に繰り入れとなります。また、利息にかかる税金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率が課せられます。ただし、非課税扱いとなる者で非課税貯蓄申告者（限度額350万円）は課税されません。